佐賀県告示第 327 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 29 年 3 月 28 日から平成 29 年 4 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

	社 兵术 州 于	щ	H IT	子 龙		
道路の種類	道路の区域					
及び路線名	区間	変更前	幅員メー	延長メー		
及い始縁石	ᄕᆁ	後の別	トル	トル		
県道	嬉野市塩田町大字谷所字中村	後	12.6~	404.5		
大木庭武雄	乙 1454 番 4 地先から		10.4			
線	嬉野市塩田町大字谷所字中村					
	乙 1553 番 2 地先まで					
	嬉野市塩田町大字谷所字中村	前	11.9~	415.9		
	乙 1454 番 4 地先から		10.0			
	嬉野市塩田町大字谷所字中村					
	乙 1553 番 2 地先まで					
	嬉野市塩田町大字谷所字四本	後	20.5~	832.7		
	柳乙 3294 番 1 地先から		10.3			
	嬉野市塩田町大字五町田字千					
	堂甲 2912 番 2 地先まで					
	嬉野市塩田町大字谷所字四本	前	16.8~	834.9		
	柳乙 3294 番 1 地先から		6.4			
	嬉野市塩田町大字五町田字千					
	堂甲 2912 番 2 地先まで					
	嬉野市塩田町大字馬場下字賎	後	17.8~	153.1		
	四郎甲 1050 番地先から		14.0			
	嬉野市塩田町大字馬場下字高					
	月甲 1067 番 2 地先まで					
	嬉野市塩田町大字馬場下字賎	前	15.6~	152.9		
	四郎甲 1050 番地先から		12.2			
	嬉野市塩田町大字馬場下字高					
	月甲 1067 番 2 地先まで					
	嬉野市塩田町大字久間字丹生	後	36.8~	182.1		
	野丙 4238 番 1 地先から		10.8			
I	l	l	I	1		

嬉野市塩田町大字久間字丹生 野丙 3419 番 1 地先まで			
嬉野市塩田町大字久間字丹生 野丙 4238 番 1 地先から 嬉野市塩田町大字久間字丹生 野丙 3419 番 1 地先まで	前	26.3~ 9.2	186.4
嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙 3378 番 24 地先から 嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙 3336 番 1 地先まで	後	49.2 ~ 25.5	175.8
嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙 3378 番 24 地先から 嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙 3336 番 1 地先まで	前	40.5 ~ 21.2	177.4